

## 大阪府条例第七十二号

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成二十六年大阪府条例第七十七号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた廃止前の大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第十条第一項若しくは第二項又は第十二条第二項の規定による許可又は変更許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第七条の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の許可を受ける者に関する旧条例第八条第三項、第十一条第一項、第十二条第五項、第十三条から第二十条まで、第二十一条（休止に係る部分を除く。）、第二十二条、第二十三条第一項及び第三項から第五項まで、第二十四条から第二十七条まで並びに第三十一条から第三十四条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第二十三条第一項及び同条第三項から第五項まで並びに第二十四条第一項の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該許可に係る土砂埋立て等を二月以上休止する者にあつては、当該休止をする日から起算して二月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にされた旧条例第二十三条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第十一条第一項第五号及び第六号、第十八条第三項、第三十一条第一項並びに第三十二条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第二十八条第一項の規定による指定がされている土砂の搬入を禁止する区域に係る旧条例第十一条第一項第五号及び第六号、第二十八条から第三十条まで、第三十一条第一項並びに第三十二条の規定の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為及び附則第三項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。